

第1回 下水道専門部会（平成29年2月15日）議事記録

- 議事(1) 下水道専門部会の進め方について
- 議事(2) 本市の下水道使用料制度について
- 議事(3) 現状分析・傾向について
- 議事(4) 今後の傾向予測について
- 議事(5) その他

【議事(1)】

(委員)

資産維持費の考え方は、導入されるのか。

(建設局)

耐用年数が経過するなど老朽化に伴い、施設を改築更新する際、機能の向上や、物価の変動、現在価値に置き換えた場合の資産価値の変動等が想定される。

昨年度に改定された水道事業の料金改定マニュアルでは、資産維持費の考え方として、資産の数パーセントを財政計画に算入すべきとされている。

下水道事業においても、今年度末に改定が予定されている。国土交通省・総務省が監修し、日本下水道協会が発行する使用料改定マニュアルでは、将来の改築更新に備え、今後何らかの形で、使用料対象経費の財政計画に算入すべきという方針が示されると聞いている。

(委員)

資産維持費の考え方は、新しいものではなく、学会等の場で何十年にもわたり主張されている。実体資本費と名目資本費の差の問題であり、現在の使用料負担は名目資本費で、50年前の取得原価に対して費用配分されている。本来であれば、すべての資産を現在価値に置き換え、利用者が負担すべき費用を正確に算出し、その差額を資産維持費という形で事業内部に担保すべきという考え方である。

【議事(2)】

(委員)

現状の使用料制度のまま継続した場合、いつの時点で赤字に転じるのかを説明いただいたうえで、どう見直すべきかを議論すべきと考える。

個人的な見解としては、基本水量 10 m³における本市の基本使用料は、他都市と比較し、非常に安価な状況にあることから、市民を納得させるためには、基本水量を例えば 5 m³程度に下げると考える。

(建設局)

収支見通しの詳細については、第3回下水道専門部会の財政計画の説明の際に、改めてご説明させていただくが、昨年度策定した下水道事業中期経営計画「こうべアクアプラン2020」における収支見通しにおいては、平成31年度に赤字が発生する見通しとなっている。

今後の下水道使用料収入は、年間約1億円程度の減収をたどる見通しにあること、併せて、阪神・淡路大震災の際に、一般会計から補助金をカットされたことを受け、平成16年度より下水道事業会計に年間約9億円の特別利益として繰り入れられてきたが、平成30年度には終了し、翌年の平成31年度から赤字が大きく顕在化するという状況にある。

実質は、この特別利益がなければ、これまでも赤字が発生している状況にあるため、厳しい経営状況にあることに変わりはない。

(部会長)

この議論については、第3回下水道専門部会にて、詳細な検討を進めることとなる。

まず、委員の皆様方には、本専門部会において、下水道使用料の現状について、共通の認識を持っていただきたい。

(委員)

本市の使用水量ランクは、基本水量を除き、計8ランクに分かれているが、このランクについても30年間見直しを検討してこなかったのか、他都市の状況も踏まえて伺いたい。

また、他都市においては、基本水量をなくす動きも増えていると聞かすが、その背景について、把握している範囲で伺いたい。

(建設局)

使用水量ランクについては、昭和61年度以降見直されていないため、30年前のトレンドが反映されたままの使用料体系になっていると認識している。

他都市の状況としては、使用水量ランクの数は様々であり、本市のランク数が多いわけでも少ないわけでもない。他都市とも、使用料改定実施の際に、激変緩和等を考慮のうえ、使用水量ランクの見直しが行われていると推察される。

また、30年前には、他都市においても基本水量が設定されていた。当時は、公衆衛生や下水道普及率の向上という観点から、基本水量を設定し、それ以下については、比較的安価な一律の料金を設定していた。

現状として、本市も含め、下水道普及率がほぼ100%に達している自治体も多く、また、市民の節水意識の向上等により、使用水量は減少傾向にあり、結果として基本水量をなくしたり、切り下げていると推察される。

下水道事業については固定経費が高く、本市においては全体の約8割以上を占めるため、基本料金で固定経費を賄うことが理想と考えるが、そのためにはかなり高めの基本料金の設定となるので、これをどのように緩和していくのかが課題となる。

(委員)

他都市の1ヶ月の下水道使用料比較のグラフを見る限り、基本水量を設定していない自治体においても、およそ10 m³ぐらいまでは使用料はほぼ横ばいとなっているが、ほぼ上がらないと考えるとよいのか。

(建設局)

基本料金を設定しない場合においても、10 m³以下については、1 m³あたりの単価を低く設定している自治体が多く、グラフには使用料はほぼ横ばい、微増な傾向に表れている。

(委員)

近年においては、この考え方が主流と捉えてよいのか。

(建設局)

近隣市においても、基本水量を設定しない自治体が多くなってきている。

(委員)

確認だが、例えば1ヶ月に1,000 m³の水量を使用した場合、基本額の470円に1 m³あたりの単価230円/m³に1,000 m³を乗じた額を加算するという認識でよいか。

(建設局)

資料2の(1)②の使用水量区分ごとの単価を基本料金に積み重ねていくイメージとなる。

(委員)

本市よりも使用料が安価な名古屋市や大阪市の財政状況について分かれば伺いたい。

(建設局)

これらの都市の直近の財政状況については把握していないが、本市が使用料改定を実施していないこの30年の間に、各都市およそ2回程度の改定を実施している。特に、大都市においては、市民の節水意識の高まりや人口減少等による使用料収入の減少傾向や施設の老朽化に伴う改築更新の必要性など、同様の課題を抱えているため、必ずしも余裕のある状況にはないと思われる。

(委員)

使用料改定を実施する際、市民が最も比較する対象は近隣市の状況であると思われるため、これらの改定状況や使用料体系を参考に、慎重に議論を進めていただきたい。

(委員)

共用汚水について、基本額、超過額ともに非常に安価であり、全体の水量使用料に占める割合が0.01%という状況にある中、共用汚水という分類の存在意義について疑問を感じる。

併せて、水質使用料について、処理コストに見合った費用負担となっているのか伺いたい。

また、下水道使用料の逓増料金制について、例えば大口使用者等は逓増部分での費用負担が重くなるが、処理コストに見合った費用を負担してもらおうという観点から、基本料金を高めに設定し、逓増部分についてはできるだけフラットな料金体系としてもよいのではないか。併せて、基本料金の体系を使用量区分ごとに細分化すべきと考えるかどうか。

(建設局)

共用汚水については、低所得者対策としての意義もあり、現在、市内に対象戸数は 200 戸未満であるが、家屋の老朽化等により減少傾向にある。新規認定の予定もない中、いつまで当該制度を維持すべきかということと、仮に廃止した際、一般汚水の使用料体系に移行した場合の急激な使用料負担の増を避ける必要があるということなどについて慎重に検討を進めなければならない。

水質使用料に係るご質問については、現在把握できていないため、改めて回答させていただく。

下水道使用料の逓増料金制については、当初、全国的に、水資源の有効活用等の観点から、なるべく水を使わないというインセンティブを働かせる意味でも採用されてきたと認識している。近年では、節水に企業努力で取り組む事業者が増えているため、逓増制のあり方については検討すべきと考える。

基本使用料の体系について、少数ではあるが、家庭用と業務用で体系を分けて設定している自治体もある。本市の水道料金においては、家庭用と業務用で体系を別に設定しているが、下水道使用料においては、一律の設定となっており、逓増制を併せて適用することで、大口使用者から多くの使用料をいただく形となっている。水質使用料の設定が無い都市もある。使用料体系を分けた際の収入面への影響等について、他都市の状況を参考にしながら、検討してまいりたい。

(部会長)

他都市との比較について、例えば、基本料金の区分、逓増制の逓増度及び段階数、水質使用料の設定の有無、基本水量を設定していない場合の理由等を一覧にまとめていただきたい。

(委員)

併せて、使用水量に応じた逓増制の段階図があればありがたい。

(委員)

本市は昭和 61 年度以降、改定していないが、使用水量ランクの構成比や大量使用者の割合等がどのように変化したのか、他都市では早くその現象が起きて改定しているかもしれないので、他都市のトレンドを参考に議論を進めるべきと考える。

(部会長)

例えば、京都市などは、地場産業等に対する政策的配慮なものもあると思われるが、このよ

うな他都市の状況も把握していただきたい。

【議事(3)、資料(4)】

(委員)

基本水量の廃止や逓増制の存続等、本日の議論においては拙速であると感じている。今後、財政計画も見て、下水道使用料体系のいくつかのシミュレーションが必要になると思うが、事務局からの説明にもあったように、直近の過去10年のトレンドを反映し、平成40年度まで収入予測を立てることには賛同できる。

(委員)

近年はライフスタイルの多様化等により、将来の展望予測が困難な時代となっている。出生率も低下し、結婚しない若者も増えた。現在の生活水準を維持するためには、下水道使用料の値上げも必要と考えるが、一方で、阪神水道事業団と負担金の交渉を進めるなど、各方面で対策していく必要がある。

(建設局)

下水道使用料は下水処理経費を使用料対象経費としている。阪神水道事業団の負担金については、水道料金の対象ではあるが、下水道使用料に影響はない。

下水道サービスを持続的・安定的に提供するため、資産・資源を活用した収入の確保や民間活力の導入等による様々な経営改善を実施してきた。引き続き、経営改善に努めてまいりたい。

(委員)

年間使用水量ランク別の割合の家庭用のなかで、年間使用水量が5,000万 m^3 を超える家庭が見受けられるが、それはどのような家庭なのか。また、平成27年度における家庭用のみの年間使用水量トータルはいくらなのか伺いたい。

将来の収入予測について、家庭用であれば人口減少で説明できるが、家庭用以外については、工場の増減等により変動するので、それぞれのトレンドについて、分けて議論を進めるべきと考える。

また、使用料改定は上水道と時期を合わせて行う方がいいと考えるが、その予定についても併せて伺いたい。

なお、逓増制の使用料体系では、契約する単位を細かく分ければ、それだけ安く抑えることができるのではないかと考える。例えば、工場全体で契約すれば高額な料金になるが、工場内の建物別に契約すれば、より安く料金を抑えることが可能と考えられる。本市の契約の単位についても伺いたい。

(建設局)

大型マンションでは、契約を管理会社で一括して行い、使用料を各戸でそれぞれ分けて負担

する場合もある。この場合、業態区分は家庭用に分類されるため、年間使用水量が 5,000 万³を超えるケースも現れる。

(建設局)

平成 27 年度における家庭用の有収水量のトータルは 1 億 2,700 万³で、全体の約 73.4%を占めている。有収水量の推移については、人口減少のほかにも、トイレ、洗濯機、食器洗い機等の節水機器の普及が大きな要因となっていると思われる。

例えば、トイレについて、以前では洗浄水量が約 20 リットルの製品が主流であったが、近年では約 3.8 リットル程度しか使用しない製品も販売されており、節水型トイレの普及率は全体の約 4 割を占めていると聞いている。洗濯機については、1 回あたり約 150 リットルもの水量を使用していたものが、近年では約 100 リットルとなっている。食洗機については、手洗いであれば 1 回あたり約 30 リットルの水量を使用するところを、約 11 リットル程度まで節水することが可能となり、普及率は全体の約 4 割を占める。

(建設局)

水道料金の改定の時期との調整については、市民負担の増加が重ならないように考え、同時に料金改定を実施すべきではないと考えている。水道料金については、昨年度策定された水道事業の「中期経営計画 2019」のなかで、平成 31 年度までの計画期間中は、料金改定を行わないとしている。

契約単位については、委員ご指摘のとおり、契約する単位を細かく分ければ、それだけ使用料は安くなる体系となっている。面積の広い工場等であれば、複数の水栓を使用しているケースもあり、その場合、統計上は複数でカウントされる。

(委員)

使用料体系の変化により、家庭の行動パターンはそれほど変化しないと考えられるが、各企業はコスト削減の努力をすると推察される。そのため、今後の大口企業の行動パターンによる振れ幅が大きくなると予測されるが、こういった企業の動向について、事前に把握できるのか。

(建設局)

大規模な開発がある場合は事前に情報共有されるが、各企業の節水状況等については把握できない。

(委員)

企業に関して言えば、使用料体系については、基本料金を少し高めに設定し、逓増制は直線(フラット)がよい。緩やかな逓増にシフトした方が、事業者の行動の変化の影響が少ないのではないかと考える。

【議事(5)】

- ・ 次回専門部会の日程について
- ・ 下水道部長挨拶
- ・ 閉会